

## 6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成28～令和2年度）

## (1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
<b>一般会計歳入総額</b>	<b>1 027 740</b>	<b>1 036 440</b>	<b>1 056 974</b>	<b>1 091 624</b>	<b>1 845 788</b>
租税及び印紙収入	554 686	587 875	603 564	584 415	608 216
官業益金及び官業収入	470	502	507	513	464
政府資産整理収入	3 842	2 782	2 680	2 264	2 929
雑収入	48 946	57 413	50 984	71 386	70 681
公債金	380 346	335 546	343 954	365 819	1 085 539
前年度剰余金受入	39 450	52 323	55 284	67 227	77 959

(資料) 財務省「令和2年度決算の説明」

## (2) 国税収入決算額

(単位 億円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
<b>国税収入総額</b>	<b>589 562</b>	<b>623 803</b>	<b>642 241</b>	<b>621 751</b>	<b>649 330</b>
<b>一般会計分</b>	<b>554 686</b>	<b>587 875</b>	<b>603 564</b>	<b>584 415</b>	<b>608 216</b>
所得源泉分	176 111	188 816	199 006	191 707	191 898
申告分	144 860	156 271	165 650	159 375	159 976
	31 251	32 544	33 356	32 332	31 922
法人統制税	103 289	119 953	123 180	107 971	112 346
消費税	21 314	22 920	23 333	23 005	23 145
	172 282	175 139	176 809	183 527	209 714
酒税	13 195	13 041	12 751	12 473	11 336
たばこ税	9 142	8 642	8 613	8 737	8 398
揮発油税	24 342	23 962	23 478	22 808	20 582
石油ガス	87	82	76	68	46
航空機燃料税	514	522	527	508	85
石油石炭税	7 020	6 908	7 014	6 383	6 078
電源開発促進税	3 197	3 257	3 220	3 158	3 110
自動車重量税	3 915	3 778	3 944	3 881	3 985
国際観光旅客税	-	-	69	444	10
関税	9 390	10 241	10 711	9 412	8 195
とその他	98	99	103	102	92
印紙収入	0	0	0	0	0
	10 791	10 515	10 729	10 232	9 195
<b>交付税及び譲与税配付金特別会計分</b>	<b>29 756</b>	<b>30 628</b>	<b>33 259</b>	<b>32 091</b>	<b>35 974</b>
地方法人税	6 292	6 539	6 806	6 042	14 183
地方揮発油税	2 605	2 564	2 512	2 440	2 202
石油ガス税（譲与分）	87	82	76	68	46
航空機燃料税（譲与分）	147	149	150	145	24
自動車重量税（譲与分）	2 687	2 593	2 707	2 833	2 910
特別とん税	123	123	128	127	115
地方法人特別税	17 816	18 578	20 879	20 436	9 777
特別法人事業税	-	-	-	-	6 717
<b>国債整理基金特別会計分</b>	<b>1 414</b>	<b>1 337</b>	<b>1 248</b>	<b>1 238</b>	<b>1 122</b>
たばこ特別税	1 414	1 337	1 248	1 238	1 122
<b>東日本大震災復興特別会計</b>	<b>3 671</b>	<b>3 939</b>	<b>4 154</b>	<b>4 001</b>	<b>4 016</b>
復興特別所得税	3 671	3 939	4 154	4 001	4 016
復興特別法人税	-	-	-	-	-
<b>その他の</b>	<b>35</b>	<b>23</b>	<b>16</b>	<b>6</b>	<b>2</b>
その他	35	23	16	6	2

(備考) 1 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された。

2 地方揮発油税は、平成21年度税制改正において地方道路税が用途制限を廃止し、改称されたものである。

3 復興特別所得税および復興特別法人税は、東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するため、平成24年度から導入された。

4 地方法人税は、平成26年度税制改正において地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて、地方交付税の財源を確保するため創設された。

5 国際観光旅客税は、平成30年度税制改正において観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するため創設された。

6 特別法人事業税は、令和元年度税制改正において地域間の税源の偏在性を是正するため、法人事業税の一部を分離して導入された。

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」